

平成26年12月

伊那市議会定例会議案書

平成26年12月1日

平成26年12月伊那市議会定例会議案目次

議案第1号	専決処分の承認を求めることについて……………	1
議案第2号	公の施設の指定管理者の指定について……………	3
議案第3号	市道路線の認定について……………	4
議案第4号	市道路線の変更について……………	5
議案第5号	伊那消防組規約の変更について……………	6
議案第6号	伊那消防組合の解散について……………	8
議案第7号	伊那消防組合の解散に伴う財産処分について……………	9
議案第8号	上伊那広域連合の処理する事務の変更及び上伊那広域連合規約の変更について……………	10
議案第9号	伊那市職員定数条例の一部を改正する条例……………	15
議案第10号	伊那市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例……………	17
議案第11号	伊那市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例……………	18
議案第12号	伊那市一般職の職員の給与に関する条例及び伊那市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例……………	19
議案第13号	伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例……………	36
議案第14号	伊那市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	37
議案第15号	伊那市指定介護予防支援等の事業の運営及び指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例……………	38
議案第16号	伊那市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例……………	43
議案第17号	伊那市住宅団地汚水浄化施設条例を廃止する条例……………	45
議案第18号	伊那市国民健康保険条例の一部を改正する条例……………	47
議案第19号	伊那市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例……………	48
議案第20号	伊那市営住宅条例の一部を改正する条例……………	49
議案第21号	伊那市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例……………	50
議案第22号	伊那市学童クラブ条例……………	51
議案第23号	平成26年度伊那市一般会計第7回補正予算について……………	54

議案第24号	平成26年度伊那市国民健康保険特別会計第2回補正予算について…	55
議案第25号	平成26年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第2回補正予 算について……………	56
議案第26号	平成26年度伊那市水道事業会計第1回補正予算について……………	57
議案第27号	平成26年度伊那市下水道事業会計第2回補正予算について……………	58

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 26 年 12 月 1 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

専 決 処 分 書

平成26年度伊那市一般会計第6回補正予算を、別冊のとおり専決処分する。

平成26年11月21日

伊那市長 白 鳥 孝

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 デイサービスセンター

施設の名 称	指定管理者の名 称	指 定 の 期 間
デイサービスセンター春富 ふくじゅ園	社会福祉法人伊那市社会福祉 協議会	平成27年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで

2 体育施設

施設の名 称	指定管理者の名 称	指 定 の 期 間
東原スポーツ公園運動場	一般財団法人伊那市振興公社	平成27年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで

平成26年12月1日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

公の施設の管理を行う指定管理者を指定するため、提案するものであります。

市道路線の認定について

下記のとおり市道路線の認定を行いたいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

記

認定路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	参 考	
					延 長	幅 員
I-1687	荒井指定 497号線	荒井 3924番17先	荒井 3924番13先		メートル 45.8	メートル 6.1～8.1

平成26年12月1日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

上記の路線は、宅地造成により整備された道路であり、市民の日常生活に特に重要であるので、提案するものであります。

市道路線の変更について

下記のとおり市道路線の変更を行いたいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

記

変更路線

路線番号	路線名	区分	起 点	終 点	重要な 経過地	参 考	
						延 長	幅 員
I-1443	ますみヶ丘 中小沢線	前	西町 220番58先	小沢 7642番先		メートル 1465.2	メートル 2.0～6.4
		後	西町 718番17先	小沢 7642番先		986.2	3.0～6.4
I-1654	中央道西 2号線	前	西町 220番29先	西町 137番16先		432.4	4.0～6.9
		後	西町 219番21先	西町 137番16先		369.5	4.0～6.9
I-1373	中央道西線	前	小沢 7227番2032先	西町 269番160先		919.7	5.0～8.4
		後	小沢 7227番2032先	西町 220番28先		1053.4	5.0～8.4
I-1641	ますみヶ丘 29号線	前	ますみヶ丘 220番11先	ますみヶ丘 723番9先		341.6	4.5～5.5
		後	ますみヶ丘 220番11先	ますみヶ丘 723番10先		391.3	4.5～5.5

平成26年12月1日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

上記の路線は、西町地区の開発に伴い、関係路線網を整理するため、提案するものであります。

伊那消防組合格約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、伊那消防組合格約（昭和 48 年中南信事務所指令 47 中南県第 650 号）の一部を別紙のように変更することについて協議するため、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 26 年 12 月 1 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

消防事務の上伊那広域化に伴い、所要の変更を行うため、提案するものであります。

別紙

伊那消防組合同規約の一部を変更する規約

伊那消防組合同規約（昭和48年中南信事務所指令47中南県第650号）の一部を次のように変更する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（消防広域化に伴う事務の承継）

2 消防広域化に伴い組合の解散があった場合においては、上伊那広域連合がその事務を承継する。

附 則

この規約は、許可の日から施行する。

伊那消防組合の解散について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、平成27年3月31日限りで伊那消防組合を解散することについて協議するため、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成26年12月1日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

消防事務の上伊那広域化に伴い、伊那消防組合を解散するため、提案するものであります。

伊那消防組合の解散に伴う財産処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、伊那消防組合の解散に伴い、同組合の財産を全て上伊那広域連合に帰属させることについて協議するため、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成26年12月1日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

消防事務の上伊那広域化に伴い、解散する伊那消防組合の財産処分を行うため、提案するものであります。

上伊那広域連合の処理する事務の変更及び上伊那広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、上伊那広域連合の処理する事務及び上伊那広域連合規約（平成 11 年長野県指令 11 地第 348 号）の一部を別紙のように変更することについて協議するため、同法第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を求める。

平成 26 年 12 月 1 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

消防事務の上伊那広域化等に伴い、上伊那広域連合の処理する事務及び上伊那広域連合規約を変更するため、提案するものであります。

上伊那広域連合規約の一部を変更する規約

上伊那広域連合規約（平成11年長野県指令11地第348号）の一部を次のように変更する。

第4条及び第5条を次のように改める。

（広域連合の処理する事務）

第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 広域行政の推進に関する事務
- (2) ふるさと市町村圏基金事業の実施に関する事務
- (3) 広域的な観光振興に関する事務
- (4) 業務システムの共同利用を行うための電算機の設置、管理及び運用に関する事務
- (5) 養護老人ホーム入所判定委員会の設置及び運営に関する事務
- (6) 障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関する事務
- (7) 介護認定審査会の設置及び運営に関する事務
- (8) 広域的な医療体制の整備調整に関する事務
- (9) 循環型社会形成の推進に関する事務
- (10) ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関する事務
- (11) 関係市町村が行う公共土木事業に係る事務のうち、当該市町村の長との協議により広域連合が処理することとなった事務
- (12) 広域的な幹線道路網構想及び計画の策定並びに同構想及び計画に基づく事業の実施に必要な連絡調整に関する事務
- (13) 消防に関する事務（消防団に関する事務並びに水利施設の設置、維持及び管理に関する事務を除く。）
- (14) 火薬類の譲渡、譲受及び消費の許可等に関する事務
- (15) 液化石油ガス設備工事の届出に関する事務
- (16) 次に掲げる事項についての調査研究に関する事務
 - ア 広域的な地域情報化の推進に関すること。
 - イ 広域的な保健医療及び福祉の推進に関すること。
 - ウ 広域的な環境保全に関すること。
 - エ 広域的な廃棄物処理に関すること。
 - オ その他広域的に重要な課題で、第11条に規定する広域連合長が必要と認める事項に関すること。

（広域計画の項目）

第5条 広域連合が作成する広域計画には、次に掲げる項目について記載するものと

する。

- (1) 広域行政の推進に関すること。
- (2) ふるさと市町村圏基金事業の実施に関すること。
- (3) 広域的な観光振興に関すること。
- (4) 業務システムの共同利用を行うための電算機の設置、管理及び運用に関すること。
- (5) 養護老人ホーム入所判定委員会の設置及び運営に関すること。
- (6) 障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関すること。
- (7) 介護認定審査会の設置及び運営に関すること。
- (8) 広域的な医療体制の整備調整に関すること。
- (9) 循環型社会形成の推進に関すること。
- (10) ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関すること。
- (11) 関係市町村が行う公共土木事業に係る事務のうち、当該市町村の長との協議により広域連合が処理することとなった事務に関すること。
- (12) 広域的な幹線道路網構想及び計画の策定並びに同構想及び計画に基づく事業の実施に関すること。
- (13) 消防に関すること（消防団に関すること並びに水利施設の設置、維持及び管理に関することを除く。）。
- (14) 次に掲げる事項についての調査研究に関すること。
 - ア 広域的な地域情報化の推進に関すること。
 - イ 広域的な保健医療及び福祉の推進に関すること。
 - ウ 広域的な環境保全に関すること。
 - エ 広域的な廃棄物処理に関すること。
 - オ その他広域的に重要な課題で、第11条に規定する広域連合長が必要と認められる事項に関すること。
- (15) 広域計画の期間及び改定に関すること。

附則に次の見出し及び3項を加える。

（消防広域化に伴う経過措置）

- 5 広域連合は、平成27年3月31日をもって解散する伊那消防組合の事務及び財産を承継する。
- 6 伊那消防組合の解散に伴い、同組合の組合長が調製した決算については、広域連合の監査委員が審査を行い、これを広域連合の議会の認定に付する。
- 7 消防広域化が行われる際に伊那消防組合の消防職員であって伊那市から派遣されていたもの及び伊南行政組合の消防職員（飯島町、中川村及び宮田村から派遣されていたものを除く。）は、広域連合の職員として任用する。

別表を次のように改める。

別表（第17条関係）

処理事務等	経費負担割合	
1 広域行政の推進に関する事務	均等割16% 人口割84%	
2 広域的な観光振興に関する事務	均等割16% 人口割84%	
3 業務システムの共同利用を行うための電算機の設置、管理及び運用に関する事務	建設費 伊那市45% 伊那市を除く市町村55% (均等割20% 人口割80%) 管理費 均等割5% 人口割95%	
4 養護老人ホーム入所判定委員会の設置及び運営に関する事務	均等割50% 件数割50%	一般事務費 均等割16% 人口割84%
5 障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関する事務	均等割16% 件数割84%	
6 介護認定審査会の設置及び運営に関する事務		
7 広域的な医療体制の整備調整に関する事務	一般事務費 均等割16% 人口割84% 在宅当番医制促進費補助事務費 人口割100%	
8 循環型社会形成の推進に関する事務	一般事務費	
9 ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関する事務	均等割16% 人口割84% 施設整備事業費及び管理運営費 利用割3分の2 人口割3分の1	
10 関係市町村が行う公共土木事業に係る事務のうち、当該市町村の長との協議により広域連合が処理することとなった事務	事業費割100%	
11 広域的な幹線道路網構想及び計画の策定並びに同構想及び計画に基づく事業の実施に必要な連絡調整に関する事務	均等割16% 人口割84%	
12 消防に関する事務（消防団に関する事務並びに水利施設の設置、維持及び管理に関する事務を除く。）	消防費に係る基準財政需要額割50% 人口割50%	
13 火薬類の譲渡、譲受及び消費の許可等に関する事務		
14 液化石油ガス設備工事の届出に関する		

る事務	
15 広域的に処理する事項についての調査研究に関する事務	均等割16% 人口割84%
16 広域連合庁舎の建設及び管理	建設費 伊那市50% 伊那市を除く市町村50% (均等割20% 人口割80%) 管理費 均等割16% 人口割84%

備考

- 1 「人口割」の算定基礎は、予算の属する年度の前年度の10月1日現在で長野県が毎月人口異動調査要綱（昭和50年50統第292号）第7の規定により公表する人口による。
- 2 「件数割」の算定基礎は、予算の属する年度の前年度における関係市町村の事件数による。
- 3 施設整備事業費（起債償還金を含む。）を、地方交付税法（昭和25年法律第211号）に基づき、基準財政需要額に算入された市町村は、算入後の基準財政需要額から算入前の基準財政需要額を控除した額を負担する。
- 4 「利用割」の算定基礎は、予算の属する年度の前年度の1月1日から当該年度の12月31日までの間において、ごみ処理施設に搬入された事業系一般廃棄物を除く各市町村ごみ量による。
- 5 「事業費割」の算定基礎は、予算の属する年度における関係市町村の実施設計工事費額により、次の合計額による。
 - (1) 設計及び積算費

次に定める額に区分した実施設計工事費額にそれぞれ対応する率（下水道工事に関するものは、対応する率の2分の1）を乗じる。

1,000万円以下の金額	1,000分の35
1,000万円を超え5,000万円以下の金額	1,000分の30
5,000万円を超える金額	1,000分の25
 - (2) 工事監督費

(1)と同様の方法で算出
 - (3) 災害復旧工事査定設計書及び認可又は協議設計書作成費

申請額に1,000分の2を乗じる。
- 6 「基準財政需要額割」の算定基礎は、予算の属する年度の前年度における関係市町村の消防費に係る基準財政需要額（施設整備事業費（起債償還金を含む。）を算入している関係市町村にあっては、算入前の額）とする。

附 則

この規約は、許可の日から施行する。ただし、第4条、第5条及び別表の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

伊那市職員定数条例の一部を改正する条例

伊那市職員定数条例（平成 18 年伊那市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表中

「

市長の事務部局の職員	645 人
企業職員	64 人

」を

「

市長の事務部局の職員	523 人
企業職員	44 人

」に、

「

教育委員会の事務部局の職員	135 人
農業委員会の事務部局の職員	6 人
消防職員	86 人
（合計）	948 人

」を

「

教育委員会の事務部局の職員	76 人
農業委員会の事務部局の職員	6 人
（合計）	661 人

」に

改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

平成 26 年 12 月 1 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

伊那消防組合の上伊那広域化に伴い、消防職員の定数を削除するとともに、職員の定数を変更するため、提案するものであります。

伊那市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

伊那市職員のサービスの宣誓に関する条例（平成18年伊那市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条中「。消防職員については様式第2号とする。」を削る。

様式第2号を削る。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成26年12月1日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

伊那消防組合の上伊那広域化に伴い、消防職員が上伊那広域連合の採用となるため、提案するものであります。

伊那市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 伊那市特別職の職員の給与等に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項ただし書及び第 8 条第 1 項中「100 分の 155」を「100 分の 170」に改める。

第 2 条 伊那市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項ただし書及び第 8 条第 1 項中「100 分の 140」を「100 分の 147.5」に、「100 分の 170」を「100 分の 162.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の伊那市特別職の職員の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
（給与等の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の伊那市特別職の職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与等は、改正後の条例の規定による給与等の内払とみなす。

平成 26 年 12 月 1 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

国家公務員に対する人事院勧告の内容を踏まえ、特別職の職員の期末手当の額の改定を行うため、提案するものであります。

伊那市一般職の職員の給与に関する条例及び伊那市一般職の任期付職員
の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(伊那市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 伊那市一般職の職員の給与に関する条例(平成18年伊那市条例第39号)
の一部を次のように改正する。

第25条第2号の表中「4,100円」を「4,200円」に、「6,500円」
を「7,100円」に、「8,900円」を「10,000円」に、「11,300
円」を「12,900円」に、「13,700円」を「15,800円」に、
「16,100円」を「18,700円」に、「18,500円」を「21,600
円」に、「20,900円」を「24,400円」に、「21,800円」を
「26,200円」に、「22,700円」を「28,000円」に、「23,600
円」を「29,800円」に、「24,500円」を「31,600円」に改める。

第52条第1項第1号中「100分の67.5」を「100分の82.5」に、
「100分の87.5」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100
分の32.5」を「100分の37.5」に、「100分の42.5」を「100分
の47.5」に改める。

附則第18項中「100分の1.0125」を「100分の1.2375」に、
「100分の1.3125」を「100分の1.5375」に、「100分の
67.5」を「100分の82.5」に、「100分の87.5」を「100分の
102.5」に改める。

別表を次のように改める。

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	224,600	263,500	290,700	322,100	367,500
	2	138,700	189,500	226,500	265,600	293,000	324,400	370,100
	3	139,900	191,300	228,400	267,600	295,300	326,700	372,700
	4	141,000	193,100	230,200	269,700	297,600	329,000	375,300
	5	142,100	194,700	231,900	271,700	299,700	331,300	377,500
	6	143,200	196,500	233,800	273,800	302,000	333,400	380,000
	7	144,300	198,300	235,700	275,900	304,300	335,600	382,500
	8	145,400	200,100	237,500	278,000	306,600	337,800	385,000
	9	146,500	201,800	239,200	280,100	308,800	340,000	387,600
	10	147,900	203,600	241,100	282,200	311,100	342,200	390,300
	11	149,200	205,400	242,900	284,300	313,400	344,400	393,000
	12	150,500	207,200	244,800	286,400	315,700	346,600	395,700

13	151,800	208,800	246,500	288,500	317,900	348,600	398,200
14	153,300	210,700	248,400	290,600	320,100	350,700	400,500
15	154,800	212,600	250,200	292,700	322,300	352,800	402,800
16	156,400	214,500	252,000	294,800	324,500	354,900	405,200
17	157,700	216,300	253,700	296,800	326,600	356,800	407,100
18	159,200	218,200	255,700	298,900	328,700	358,800	409,100
19	160,700	220,100	257,700	301,000	330,800	360,800	411,000
20	162,200	222,000	259,700	303,100	332,800	362,700	412,900
21	163,600	223,700	261,600	305,200	334,900	364,800	414,800
22	166,300	225,600	263,500	307,300	337,000	366,700	416,600
23	168,900	227,500	265,400	309,400	339,100	368,700	418,500
24	171,500	229,400	267,200	311,500	341,200	370,700	420,500
25	174,200	231,000	269,200	313,400	342,800	372,700	422,300
26	175,900	232,800	271,100	315,500	344,800	374,700	423,800
27	177,600	234,500	273,000	317,600	346,800	376,700	425,400
28	179,300	236,300	274,900	319,700	348,800	378,700	427,000
29	180,800	237,700	276,700	321,700	350,600	380,300	428,600
30	182,600	239,200	278,600	323,800	352,500	382,100	429,900
31	184,400	240,700	280,500	325,900	354,400	383,900	431,200
32	186,100	242,200	282,400	328,000	356,300	385,600	432,500
33	187,700	243,600	284,100	329,600	358,200	387,400	433,700
34	189,200	245,100	286,000	331,600	360,000	388,800	435,000
35	190,700	246,600	287,900	333,700	361,800	390,400	436,300
36	192,200	248,200	289,800	335,800	363,500	392,000	437,500
37	193,500	249,500	291,500	337,700	365,000	393,500	438,700
38	194,800	251,100	293,300	339,700	366,300	394,700	439,500
39	196,100	252,700	295,100	341,700	367,700	395,900	440,300
40	197,400	254,300	296,900	343,700	369,100	397,100	441,100
41	198,700	255,700	298,700	345,600	370,600	398,200	441,700
42	200,000	257,100	300,400	347,500	371,500	399,400	442,400
43	201,300	258,500	302,100	349,400	372,600	400,600	443,100
44	202,600	259,900	303,800	351,300	373,700	401,800	443,800
45	203,800	261,100	305,500	352,800	374,500	402,500	444,600
46	205,100	262,500	307,200	354,300	375,400	403,200	445,400
47	206,400	263,900	308,900	355,800	376,300	403,900	446,100
48	207,700	265,300	310,600	357,300	377,200	404,600	446,900
49	208,800	266,600	311,800	359,000	378,200	405,200	447,500
50	209,900	267,800	313,400	359,800	379,000	405,900	448,200
51	211,000	269,100	315,000	361,000	379,800	406,600	449,000
52	212,100	270,400	316,600	362,000	380,600	407,300	449,800
53	213,300	271,500	318,300	362,900	381,300	408,000	450,400
54	214,300	272,700	319,900	364,000	382,000	408,700	451,200
55	215,300	274,000	321,500	365,000	382,700	409,400	452,000
56	216,300	275,300	323,100	366,100	383,400	410,000	452,600
57	217,100	276,400	324,600	367,000	383,900	410,600	453,200
58	218,100	277,500	325,800	367,700	384,500	411,200	454,000
59	219,000	278,600	327,000	368,400	385,200	411,800	454,800
60	220,000	279,700	328,200	369,100	385,900	412,400	455,600
61	220,800	280,900	329,000	369,600	386,300	412,900	456,200
62	221,800	281,900	329,900	370,200	387,000	413,600	
63	222,800	282,900	330,700	370,900	387,600	414,200	
64	223,800	283,900	331,500	371,600	388,200	414,800	
65	224,500	284,700	332,400	371,900	388,700	415,100	
66	225,500	285,600	332,800	372,600	389,300	415,700	
67	226,500	286,500	333,600	373,300	389,900	416,400	
68	227,600	287,400	334,400	374,000	390,500	416,900	
69	228,400	288,400	335,200	374,400	390,900	417,400	
70	229,200	289,200	335,900	375,000	391,500	418,100	
71	230,000	290,000	336,600	375,700	392,200	418,800	
72	230,800	290,800	337,300	376,300	392,800	419,500	
73	231,600	291,600	337,800	376,700	393,100	420,000	
74	232,300	292,100	338,400	377,300	393,800	420,700	
75	233,000	292,600	339,000	378,000	394,500	421,400	
76	233,700	293,100	339,600	378,600	395,000	422,100	
77	234,400	293,200	339,900	379,000	395,400	422,600	
78	235,200	293,600	340,400	379,500	396,100		
79	236,000	293,800	340,800	380,100	396,800		
80	236,800	294,200	341,300	380,600	397,500		
81	237,500	294,400	341,700	381,100	398,000		
82	238,200	294,600	342,200	381,700	398,700		

83	238,900	295,000	342,700	382,300	399,400			
84	239,600	295,300	343,200	382,700	400,100			
85	240,300	295,600	343,600	383,300	400,600			
86	241,000	295,900	344,000	383,900				
87	241,700	296,200	344,500	384,500				
88	242,400	296,600	344,900	385,100				
89	243,100	296,900	345,200	385,800				
90	243,600	297,300	345,600	386,400				
91	244,100	297,700	346,100	387,000				
92	244,600	298,100	346,500	387,600				
93	244,900	298,200	346,700	388,300				
94		298,500	347,100					
95		298,900	347,600					
96		299,300	348,000					
97		299,500	348,100					
98		299,800	348,600					
99		300,200	349,100					
100		300,600	349,400					
101		300,800	349,700					
102		301,100	350,100					
103		301,500	350,500					
104		301,800	350,900					
105		302,000	351,400					
106		302,300	351,800					
107		302,700	352,200					
108		303,000	352,600					
109		303,200	353,100					
110		303,600	353,500					
111		304,000	353,900					
112		304,300	354,200					
113		304,400	354,700					
114		304,700						
115		305,000						
116		305,400						
117		305,600						
118		305,800						
119		306,100						
120		306,400						
121		306,800						
122		307,000						
123		307,300						
124		307,600						
125		308,000						
再任用 職員		185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600

医療職給料表（1）

職員の 区分	職務 の級 号俸	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円
	1	360,100	445,700	512,600	588,600
	2	362,600	448,800	515,500	590,900
	3	365,100	451,900	518,400	593,200
	4	367,600	455,000	521,300	595,500
	5	369,900	457,800	524,000	597,800
	6	373,700	461,100	526,800	600,000
	7	377,500	464,400	529,600	602,200
	8	381,300	467,700	532,400	604,400
	9	384,900	470,700	535,000	606,500
	10	388,900	473,900	537,700	608,600
	11	392,900	477,100	540,400	610,700
	12	396,900	480,300	543,100	612,800
	13	400,700	483,400	545,600	614,900
	14	404,700	487,100	548,100	617,000
	15	408,700	490,700	550,500	619,100
	16	412,700	494,400	553,000	621,200
17	416,500	498,000	555,200	623,300	

18	420,100	500,700	557,600	625,300
19	423,700	503,500	560,000	627,300
20	427,300	506,300	562,400	629,300
21	431,000	509,200	564,500	631,100
22	434,800	511,800	566,900	632,900
23	438,500	514,400	569,300	634,800
24	442,200	517,000	571,600	636,700
25	445,800	519,400	573,800	638,400
26	448,600	521,700	576,100	640,200
27	451,400	524,000	578,400	642,000
28	454,200	526,300	580,700	643,800
29	457,000	528,700	582,900	645,700
30	459,400	530,800	585,200	647,500
31	461,800	532,800	587,500	649,300
32	464,200	534,900	589,800	651,100
33	466,600	537,000	591,800	652,700
34	469,100	539,000	593,900	654,500
35	471,500	541,000	596,000	656,200
36	474,000	543,000	598,100	658,000
37	476,400	545,100	600,200	659,600
38	478,800	547,100	602,000	661,200
39	481,200	549,100	603,800	662,600
40	483,600	551,100	605,600	664,200
41	485,900	553,100	607,300	665,700
42	487,400	554,900	609,100	667,100
43	488,900	556,700	610,900	668,500
44	490,400	558,500	612,700	669,800
45	491,900	560,400	614,300	671,000
46	493,300	562,200	616,000	672,000
47	494,800	564,000	617,800	673,000
48	496,300	565,800	619,600	674,000
49	497,600	567,600	621,200	675,000
50	498,600	569,300	622,500	675,900
51	499,600	571,100	623,800	676,800
52	500,600	572,900	625,100	677,700
53	501,600	574,800	626,400	678,500
54	502,500	576,000	627,700	679,400
55	503,400	577,200	629,000	680,300
56	504,300	578,400	630,300	681,200
57	505,300	579,600	631,300	682,100
58	506,200	580,600	632,100	683,000
59	507,000	581,600	632,900	683,900
60	507,900	582,600	633,700	684,600
61	508,700	583,400	634,600	685,500
62	509,200	584,100	635,400	686,400
63	509,700	584,800	636,300	687,300
64	510,200	585,500	637,100	688,200
65	510,500	586,200	638,000	689,100
66		586,900	638,900	
67		587,600	639,600	
68		588,300	640,500	
69		588,800	641,400	
70		589,500	642,200	
71		590,200	643,100	
72		590,900	644,000	
73		591,300	644,800	
74		591,900	645,700	
75		592,600	646,600	
76		593,300	647,300	
77		593,700	648,100	
78		594,300	649,000	
79		594,900	649,900	
80		595,400	650,800	
81		596,000	651,600	
82		596,500	652,500	
83		597,000	653,400	
84		597,500	654,300	
85		597,900	655,100	
86		598,500	656,000	
87		598,900	656,900	

	88		599,400	657,800	
	89		599,900	658,600	
	90		600,500		
	91		601,100		
	92		601,500		
	93		602,000		
	94		602,600		
	95		603,200		
	96		603,800		
	97		604,300		
再任用 職員		413,800	456,200	510,600	583,700

医療職給料表（2）

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円
	1	155,600	182,900	231,400	256,600
	2	157,000	185,000	233,200	257,800
	3	158,500	187,100	235,000	259,100
	4	159,900	189,200	236,800	260,400
	5	161,300	191,300	238,400	261,500
	6	162,800	193,600	239,900	262,900
	7	164,300	195,900	241,400	264,100
	8	165,800	198,200	242,800	265,500
	9	167,100	200,600	244,100	266,900
	10	168,800	202,000	245,500	268,100
	11	170,400	203,400	246,800	269,700
	12	172,000	204,800	248,200	271,300
	13	173,500	206,200	249,500	272,800
	14	175,500	207,700	250,800	274,400
	15	177,500	209,200	252,100	276,000
	16	179,500	210,500	253,400	277,600
	17	181,700	211,900	254,400	279,200
	18	183,800	213,400	255,800	280,700
	19	185,900	214,900	257,100	282,200
	20	188,000	216,400	258,400	283,700
	21	190,100	217,800	259,500	285,300
	22	192,300	219,500	260,900	286,900
	23	194,500	221,200	262,300	288,500
	24	196,700	222,900	263,700	290,000
	25	198,800	224,300	265,100	291,400
	26	200,100	226,000	266,700	293,200
	27	201,400	227,700	268,200	295,000
	28	202,700	229,400	269,800	296,800
	29	203,900	231,200	271,400	298,400
	30	205,100	232,700	273,000	300,100
	31	206,400	234,200	274,600	301,800
	32	207,600	235,600	276,200	303,500
	33	208,900	237,000	277,800	305,000
	34	210,200	238,400	279,300	306,600
	35	211,500	239,800	280,800	308,200
	36	212,800	241,200	282,200	309,800
	37	214,200	242,500	283,800	311,300
	38	215,600	243,800	285,200	312,900
	39	217,000	245,100	286,700	314,500
	40	218,400	246,400	288,200	316,100
	41	219,500	247,400	289,800	317,700
	42	220,900	248,700	291,400	319,200
	43	222,300	249,900	293,000	320,600
	44	223,700	251,200	294,600	322,100
	45	225,100	252,300	296,000	323,300
	46	226,600	253,700	297,500	324,700
	47	228,100	255,100	299,000	326,100
	48	229,500	256,500	300,500	327,600
	49	230,700	257,700	301,800	328,900
	50	232,100	259,200	303,200	330,300

51	233,500	260,600	304,600	331,600
52	234,900	262,000	306,000	333,000
53	236,200	263,500	307,500	334,400
54	237,500	265,100	308,900	335,800
55	238,800	266,700	310,300	337,200
56	240,100	268,200	311,700	338,600
57	241,300	269,800	312,800	339,500
58	242,600	271,400	314,100	340,800
59	243,800	273,000	315,400	342,000
60	245,100	274,600	316,800	343,300
61	246,200	276,100	318,000	344,500
62	247,500	277,600	319,300	345,400
63	248,800	279,100	320,600	346,700
64	250,100	280,600	321,900	348,000
65	251,100	282,200	323,200	349,100
66	252,400	283,700	324,500	350,300
67	253,800	285,200	325,800	351,500
68	255,200	286,700	327,100	352,600
69	256,300	288,000	327,900	353,600
70	257,600	289,500	329,000	354,700
71	258,900	291,000	330,100	355,800
72	260,200	292,500	331,000	356,900
73	261,600	293,700	332,300	357,800
74	262,900	295,100	333,000	358,900
75	264,200	296,500	334,200	360,000
76	265,500	297,900	335,400	361,100
77	266,500	299,400	336,500	361,800
78	267,700	300,700	337,700	362,600
79	269,000	302,000	338,900	363,400
80	270,300	303,300	340,100	364,200
81	271,400	304,100	341,200	364,800
82	272,500	305,300	342,300	365,300
83	273,600	306,500	343,400	365,900
84	274,700	307,800	344,500	366,400
85	275,600	308,900	345,400	367,000
86	276,600	310,100	346,400	367,500
87	277,700	311,300	347,300	368,100
88	278,800	312,500	348,300	368,600
89	279,800	313,800	349,400	369,000
90	280,800	315,000	350,200	369,500
91	281,800	316,200	351,000	370,100
92	282,800	317,400	351,800	370,600
93	283,800	318,300	352,500	370,900
94	284,800	319,000	353,100	371,400
95	285,800	319,700	353,800	371,900
96	286,800	320,300	354,400	372,200
97	287,700	321,000	354,800	372,800
98	288,500	321,300	355,200	373,300
99	289,300	322,000	355,700	373,800
100	290,200	322,700	356,100	374,300
101	291,000	323,100	356,600	374,900
102	291,800	323,700	357,000	375,400
103	292,600	324,300	357,500	375,900
104	293,400	324,900	357,900	376,300
105	294,100	325,300	358,200	376,900
106	294,600	325,800	358,700	377,400
107	295,100	326,300	359,200	377,900
108	295,600	326,800	359,500	378,400
109	295,800	327,200	360,000	379,000
110	296,200	327,600	360,500	379,500
111	296,400	327,900	361,000	380,000
112	296,800	328,300	361,500	380,500
113	297,100	328,700	362,000	381,100
114	297,300	329,100	362,500	
115	297,700	329,500	363,000	
116	298,000	329,800	363,400	
117	298,300	330,000	363,800	
118	298,600	330,300	364,300	
119	298,900	330,700	364,800	
120	299,300	330,900	365,300	

121	299,600	331,100	365,700	
122	300,000	331,400	366,200	
123	300,400	331,700	366,700	
124	300,800	332,000	367,200	
125	301,000	332,200	367,600	
126	301,200	332,500		
127	301,600	332,900		
128	302,000	333,100		
129	302,200	333,200		
130	302,500	333,600		
131	302,900	334,000		
132	303,300	334,200		
133	303,500	334,500		
134	303,800	334,900		
135	304,200	335,300		
136	304,500	335,700		
137	304,700	336,000		
138	305,000	336,400		
139	305,400	336,800		
140	305,700	337,200		
141	305,900	337,500		
142	306,300	337,900		
143	306,700	338,300		
144	307,000	338,700		
145	307,100	339,000		
146	307,400	339,400		
147	307,700	339,800		
148	308,100	340,200		
149	308,300	340,500		
150	308,500	340,900		
151	308,800	341,300		
152	309,100	341,700		
153	309,500	342,000		
154	309,700			
155	309,900			
156	310,200			
157	310,600			
158	310,900			
159	311,200			
160	311,500			
161	311,900			
162	312,200			
163	312,500			
164	312,800			
165	313,200			
166	313,500			
167	313,800			
168	314,100			
169	314,500			
再任用 職員	233,200	257,800	265,100	275,500

第2条 伊那市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 扶養手当（第15条—第19条）」を
「第3章 扶養手当（第15条—第19条）」
第3章の2 地域手当（第19条の2）」に改める。

第2条第1項中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加え、同条第2項中「給料」の次に「、地域手当」を、「通勤手当」の次に「、単身赴任手当」を加える。

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 地域手当

第19条の2 地域手当は、地域における民間の賃金水準等を考慮し、職員に支給する。

- 2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の3を乗じて得た額とする。
- 3 地域手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

第32条中「23,000円」を「30,000円」に、「45,000円」を「70,000円」に改める。

第39条第1項中「規定する休日」の次に「（次項において「週休日等」という。）」を加え、同条第2項を次のように改める。

- 2 前項に規定する場合のほか、同項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第39条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、8,000円を超えない範囲内において市長が定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して市長が定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）
 - (2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において市長が定める額

第41条第2項中「100分の10」を「100分の15」に改める。

第48条第3項中「月額」の次に「並びにこれらに対する地域手当の月額」を加え、同条第4項中「月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第52条第1項第1号中「附則第15項第3号」を「附則第15項第4号」に改め、「月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加え、「100分の82.5」を「100分の75」に、「100分の102.5」を「100分の95」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の35」に、「100分の47.5」を「100分の45」に改め、同条第2項中

「月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加え、同条第3項中「、「合計額」とあるのは「給料の月額」と」を削る。

第60条第2項及び第3項並びに第61条中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

第64条中「月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

附則第15項中「当分の間」を「平成30年3月31日までの間」に改め、同項第4号イ中「及び第2号」を「から第3号まで」に改め、同号ウ中「第2号」を「第3号」に改め、同号エ中「第1号」の次に「及び第2号」を加え、同号を同項第5号とし、同項第3号中「給料月額（）」を「給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（）」に、「当該給料月額に、当該給料月額」を「当該合計額に、当該合計額」に改め、「受けるべき給料月額減額基礎額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加え、「当該給料月額減額基礎額に、当該給料月額減額基礎額」を「当該合計額に、当該合計額」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「給料月額（）」を「給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（）」に、「当該給料月額に、当該給料月額」を「当該合計額に、当該合計額」に改め、「受けるべき給料月額減額基礎額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加え、「当該給料月額減額基礎額に、当該給料月額減額基礎額」を「当該合計額に、当該合計額」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額）

附則第17項中「から、給料月額」及び「給料月額減額基礎額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

附則第18項中「100分の1.2375」を「100分の1.125」に、「100分の1.5375」を「100分の1.425」に、「100分の82.5」を「100分の75」に、「100分の102.5」を「100分の95」に改める。

別表の行政職給料表を次のように改める。

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100
	2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700
	3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200
	4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800
	5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900
	6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400
	7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800
	8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300
	9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800
	10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500
	11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100
	12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800
	13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200
	14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500
	15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700
	16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100
	17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900
	18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900
	19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800
	20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600
	21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500
	22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300
	23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100
	24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000
	25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800
	26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300
	27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800
	28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300	418,400
	29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800	420,000
	30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600	421,300
	31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400	422,600
	32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000	423,800
	33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000
	34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300
	35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700	427,600
	36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300	428,800
	37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700	430,000
	38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900	430,800
	39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600
	40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400
	41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000
	42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700
	43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400
	44	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800	435,100
	45	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500	435,900
	46	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200	436,700
	47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900	437,100
	48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600	437,800
	49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300
	50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700
	51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300	439,100
	52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700	439,500
	53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100	439,900
	54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400	440,300
	55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700	440,700
	56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000	441,000
	57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300	441,300
	58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600	441,700
	59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900	442,000
	60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200	442,300
	61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500	442,600
62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800		

63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100	
64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400	
65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700	
66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000	
67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300	
68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600	
69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800	
70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100	
71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	404,400	
72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	404,700	
73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	404,900	
74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,500	405,200	
75	233,000	286,800	332,300	370,500	385,900	405,500	
76	233,700	287,300	332,900	371,100	386,300	405,700	
77	234,400	287,400	333,200	371,500	386,600	405,900	
78	235,200	287,800	333,700	372,000	386,900	406,200	
79	236,000	288,000	334,100	372,600	387,200	406,500	
80	236,800	288,400	334,600	373,100	387,500	406,700	
81	237,500	288,600	335,000	373,600	387,700	406,900	
82	238,200	288,800	335,500	374,200	388,000	407,200	
83	238,900	289,200	336,000	374,700	388,300	407,500	
84	239,600	289,500	336,500	375,000	388,500	407,700	
85	240,300	289,800	336,800	375,400	388,700	407,900	
86	241,000	290,100	337,200	375,900	389,000		
87	241,700	290,400	337,700	376,300	389,300		
88	242,400	290,800	338,100	376,700	389,500		
89	243,100	291,100	338,400	377,100	389,700		
90	243,600	291,500	338,800	377,600	390,000		
91	244,100	291,800	339,300	378,000	390,300		
92	244,600	292,200	339,700	378,400	390,500		
93	244,900	292,300	339,900	378,700	390,700		
94		292,500	340,300				
95		292,900	340,800				
96		293,300	341,200				
97		293,500	341,300				
98		293,800	341,800				
99		294,200	342,200				
100		294,600	342,500				
101		294,800	342,800				
102		295,100	343,200				
103		295,500	343,600				
104		295,800	344,000				
105		296,000	344,500				
106		296,300	344,900				
107		296,700	345,300				
108		297,000	345,700				
109		297,200	346,200				
110		297,600	346,600				
111		298,000	346,900				
112		298,300	347,200				
113		298,400	347,700				
114		298,700					
115		299,000					
116		299,400					
117		299,600					
118		299,800					
119		300,100					
120		300,400					
121		300,800					
122		301,000					
123		301,300					
124		301,600					
125		301,900					
再任用 職員	185,400	212,900	252,900	272,300	287,400	312,800	354,500

別表の医療職給料表（２）を次のように改める。

医療職給料表（２）

職員の 区分	職務 の級 号俸	１級	２級	３級	４級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円
	1	155,600	182,900	231,400	254,800
	2	157,000	185,000	233,200	255,800
	3	158,500	187,100	235,000	256,800
	4	159,900	189,200	236,800	257,900
	5	161,300	191,300	238,200	258,900
	6	162,800	193,600	239,600	260,000
	7	164,300	195,900	240,800	260,900
	8	165,800	198,200	242,100	262,000
	9	167,100	200,600	243,300	263,300
	10	168,800	202,000	244,400	264,100
	11	170,400	203,400	245,400	265,400
	12	172,000	204,800	246,500	266,700
	13	173,500	206,200	247,800	268,000
	14	175,500	207,700	248,900	269,500
	15	177,500	209,200	249,900	270,800
	16	179,500	210,500	250,900	272,300
	17	181,700	211,900	251,900	273,700
	18	183,800	213,400	252,900	275,200
	19	185,900	214,900	254,000	276,600
	20	188,000	216,400	255,000	278,100
	21	190,100	217,800	256,000	279,700
	22	192,300	219,500	257,000	281,300
	23	194,500	221,200	258,100	282,800
	24	196,700	222,900	259,200	284,300
	25	198,800	224,300	260,400	285,600
	26	200,100	226,000	261,900	287,400
	27	201,400	227,700	263,200	289,200
	28	202,700	229,400	264,600	290,900
	29	203,900	231,000	266,000	292,500
	30	205,100	232,400	267,600	294,200
	31	206,400	233,700	269,200	295,800
	32	207,600	234,900	270,700	297,500
	33	208,900	236,300	272,300	299,000
	34	210,200	237,400	273,800	300,500
	35	211,500	238,400	275,200	302,100
	36	212,800	239,600	276,600	303,700
	37	214,200	240,800	278,200	305,200
	38	215,600	241,900	279,600	306,700
	39	217,000	242,900	281,100	308,300
	40	218,400	244,000	282,500	309,900
	41	219,500	244,900	284,100	311,500
	42	220,900	245,900	285,700	312,900
	43	222,300	246,900	287,200	314,300
	44	223,700	247,900	288,800	315,800
	45	224,900	248,900	290,200	316,900
	46	226,300	249,900	291,600	318,300
	47	227,600	251,000	293,100	319,700
	48	228,900	252,100	294,600	321,200
	49	230,000	253,100	295,900	322,400
	50	231,100	254,500	297,200	323,800
	51	232,300	255,700	298,600	325,100
	52	233,400	257,000	300,000	326,400
	53	234,600	258,300	301,500	327,800
	54	235,700	259,900	302,800	329,200
	55	236,800	261,400	304,200	330,600
	56	237,800	262,900	305,600	331,900
	57	238,900	264,500	306,700	332,800
	58	240,000	266,100	307,900	334,100
	59	240,900	267,600	309,200	335,300
	60	241,900	269,200	310,600	336,600
	61	243,000	270,600	311,700	337,700
62	244,000	272,100	313,000	338,600	

63	245,000	273,600	314,300	339,800
64	246,100	275,000	315,500	341,100
65	247,000	276,600	316,800	342,200
66	248,200	278,100	318,100	343,400
67	249,400	279,600	319,400	344,600
68	250,400	281,100	320,700	345,700
69	251,300	282,300	321,400	346,700
70	252,500	283,800	322,500	347,700
71	253,800	285,300	323,600	348,800
72	255,000	286,700	324,500	349,900
73	256,400	287,900	325,800	350,700
74	257,700	289,300	326,500	351,800
75	259,000	290,700	327,600	352,900
76	260,300	292,000	328,800	354,000
77	261,300	293,500	329,900	354,700
78	262,400	294,800	331,100	355,500
79	263,700	296,000	332,200	356,300
80	265,000	297,300	333,400	357,000
81	266,100	298,100	334,500	357,600
82	267,100	299,300	335,600	358,100
83	268,200	300,500	336,600	358,700
84	269,300	301,700	337,700	359,200
85	270,200	302,800	338,600	359,800
86	271,100	304,000	339,600	360,300
87	272,200	305,200	340,500	360,900
88	273,300	306,300	341,500	361,400
89	274,300	307,600	342,500	361,800
90	275,200	308,800	343,300	362,200
91	276,200	310,000	344,100	362,800
92	277,200	311,200	344,900	363,300
93	278,200	312,000	345,500	363,600
94	279,200	312,700	346,100	364,100
95	280,100	313,400	346,800	364,500
96	281,100	314,000	347,400	364,800
97	282,000	314,700	347,800	365,400
98	282,800	315,000	348,200	365,900
99	283,500	315,600	348,700	366,400
100	284,400	316,300	349,100	366,900
101	285,200	316,700	349,600	367,500
102	286,000	317,300	350,000	368,000
103	286,800	317,900	350,500	368,500
104	287,600	318,500	350,900	368,900
105	288,300	318,900	351,200	369,500
106	288,800	319,400	351,700	370,000
107	289,300	319,900	352,100	370,500
108	289,800	320,400	352,400	371,000
109	290,000	320,800	352,900	371,600
110	290,300	321,200	353,400	372,000
111	290,500	321,500	353,900	372,500
112	290,900	321,800	354,400	373,000
113	291,200	322,200	354,900	373,600
114	291,400	322,600	355,400	
115	291,800	323,000	355,900	
116	292,100	323,300	356,300	
117	292,400	323,500	356,700	
118	292,700	323,800	357,100	
119	293,000	324,200	357,600	
120	293,400	324,400	358,100	
121	293,700	324,600	358,500	
122	294,100	324,900	359,000	
123	294,400	325,200	359,500	
124	294,800	325,500	360,000	
125	295,000	325,700	360,300	
126	295,200	326,000		
127	295,500	326,400		
128	295,900	326,600		
129	296,100	326,700		
130	296,400	327,000		
131	296,800	327,400		
132	297,200	327,600		

133	297,400	327,900			
134	297,700	328,300			
135	298,100	328,700			
136	298,400	329,100			
137	298,600	329,400			
138	298,900	329,800			
139	299,300	330,200			
140	299,600	330,600			
141	299,800	330,900			
142	300,200	331,300			
143	300,600	331,600			
144	300,900	332,000			
145	301,000	332,300			
146	301,300	332,700			
147	301,600	333,100			
148	302,000	333,500			
149	302,200	333,800			
150	302,400	334,200			
151	302,700	334,600			
152	303,000	335,000			
153	303,400	335,300			
154	303,600				
155	303,800				
156	304,100				
157	304,400				
158	304,700				
159	305,000				
160	305,300				
161	305,700				
162	306,000				
163	306,300				
164	306,600				
165	307,000				
166	307,300				
167	307,600				
168	307,900				
169	308,300				
再任用 職員		232,700	253,100	260,300	270,500

(伊那市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 伊那市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年伊那市条例第229号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表を次のように改める。

号俸	給料月額
1	377,000円
2	426,000円
3	479,000円
4	542,000円
5	618,000円
6	722,000円
7	845,000円

第5条第2項中「100分の155」を「100分の170」に改める。

第4条 伊那市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表を次のように改める。

号俸	給料月額
1	370,000円
2	418,000円
3	470,000円
4	531,000円
5	606,000円
6	708,000円
7	828,000円

第5条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「」を「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には」に、「100分の170」を「100分の155」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条並びに附則第5項から第8項まで、第10項、第11項及び第13項から第16項までの規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の伊那市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第25条第2号及び別表並びに第3条の規定による改正後の伊那市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）第4条第1項の規定は平成26年4月1日から、改正後の給与条例第52条第1項及び附則第18項並びに改正後の任期付職員条例第5条第2項の規定は平成26年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号俸の調整)

- 3 平成26年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号俸については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の伊那市一般職の職員の給与に関する条例又は第3条の

規定による改正前の伊那市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

- 5 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 6 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(市長が定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(伊那市一般職の職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)附則第15項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を給料として支給する。

- 7 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、市長の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

- 8 切替日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、市長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

(平成27年3月31日までの間における昇給に関する特例)

- 9 平成27年3月31日までの間における給与条例第8条第2項又は第3項の規定の適用については、同条第2項中「4号俸」とあるのは「3号俸」と、「3号俸」とあるのは「2号俸」と、同条第3項中「2号俸」とあるのは「1号俸」とする。

(平成30年3月31日までの間における地域手当に関する特例)

- 10 切替日から平成30年3月31日までの間における地域手当の支給に関する給与条例第19条の2第2項の規定の適用については、「100分の3」とあるのは、「100分の3を超えない範囲内で市長が定める割合」とする。

(平成30年3月31日までの間における単身赴任手当に関する特例)

- 11 切替日から平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の支給に関する給与条例第32条の規定の適用については、「30,000円」とあるのは、「30,000円を超えない範囲内で市長が定める額」とする。

(市長への委任)

- 12 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(伊那市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

- 1 3 伊那市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成18年伊那市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項及び第8条中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

(伊那市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

- 1 4 伊那市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成18年伊那市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第4条及び第8条中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

(伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正)

- 1 5 伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例(平成18年伊那市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第6条の5第2項中「扶養手当の月額」の次に「並びにこれらに対する地域手当の月額」を加える。

(伊那市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 1 6 伊那市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成18年伊那市条例第202号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加え、同条第4項中「種類は」の次に「、地域手当」を、「通勤手当」の次に「、単身赴任手当」を加える。

第5条の次に次の1条を加える。

(地域手当)

第5条の2 地域手当は、地域における民間の賃金水準等を考慮し、職員に支給する。

第14条中「又は休日等」を「若しくは休日等又はこれらの日以外の日の午前0時から午前5時までの間」に改める。

第22条第2項から第4項までの規定中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

平成26年12月1日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

国家公務員に対する人事院勧告の内容を踏まえた一般職の職員の給料月額等の改定及び給与制度の総合的見直し等を行うため、提案するものであります。

伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例（平成18年伊那市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第6条の4第1項第1号中「41,700円」を「54,150円」に改め、同項第2号中「33,350円」を「43,350円」に改め、同項第3号中「25,000円」を「32,500円」に改め、同項第4号中「20,850円」を「27,100円」に改め、同項第5号中「16,700円」を「21,700円」に改め、同条第4項第1号を削り、同項第2号中「前号」を「第1項」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「第1号」を「第1項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成26年12月1日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

国家公務員の退職手当制度の改正を踏まえ、一般職の職員の退職手当の調整額を改定するため、提案するものであります。

伊那市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊那市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例（平成 24 年伊那市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「並びに第 115 条の 12 第 2 項第 1 号」を「、第 115 条の 12 第 2 項第 1 号並びに第 115 条の 22 第 2 項第 1 号」に改める。

第 3 条の見出し中「及び指定地域密着型介護予防サービス事業」を「、指定地域密着型介護予防サービス事業及び指定介護予防支援事業」に改め、同条中「及び法第 115 条の 12 第 2 項第 1 号」を「、第 115 条の 12 第 2 項第 1 号及び第 115 条の 22 第 2 項第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

平成 26 年 12 月 1 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 25 年法律第 44 号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市指定介護予防支援等の事業の運営及び指定介護予防支援等に係る
介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）
第59条第1項第1号、第115条の2第2項第1号並びに第115条の24第
1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防支援等の事業の運営及び指定介護予
防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものと
する。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(基本方針)

第3条 指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自
立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われるものでなければならない。
い。

2 指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に
応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するた
めに、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事
業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければなら
ない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意
思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予
防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型
介護予防サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければ
ならない。

4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援セ
ンター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定
する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業
者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における
様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

(指定介護予防支援の基本取扱方針)

第4条 指定介護予防支援は、利用者の介護予防に資するよう行われるとともに、医
療サービスとの連携に十分配慮して行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機
能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予
防サービス計画を策定しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行

い、常にその改善を図らなければならない。

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第5条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防支援事業所（法第58条第1項に規定する指定に係る事業所をいう。）の管理者は、保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- (2) 指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (3) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定介護予防サービス等の利用が行われるようにしなければならない。
- (4) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- (5) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定介護予防サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者（以下「指定介護予防サービス事業者等」という。）に関するサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
- (6) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握しなければならない。

ア 運動及び移動

イ 家庭生活を含む日常生活

ウ 社会参加並びに対人関係及び意思疎通

エ 健康管理

- (7) 担当職員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、担当職員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

- (8) 担当職員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人、指定介護予防サービス事業者、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成しなければならない。
- (9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- (10) 担当職員は、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該介護予防サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- (11) 担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。
- (12) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問介護計画（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第39条第2号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。）等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。
- (13) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (14) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価しなければならない。
- (15) 担当職員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
- ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったと

きは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所介護事業所（指定介護予防サービス等基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

ウ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

(16) 担当職員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、介護予防サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

ア 要支援認定を受けている利用者が要支援更新認定を受けた場合

イ 要支援認定を受けている利用者が法第33条の2第1項に規定する要支援状態区分の変更の認定を受けた場合

(17) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。

(18) 担当職員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

(19) 担当職員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要支援者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防サービス計画の作成等の援助を行うものとする。

(20) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。

(21) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定介護予防サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定介護予防サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。

(22) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特

に必要と認められる場合を除き、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護を利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。

(23) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を介護予防サービス計画に記載しなければならない。

(24) 担当職員は、介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。

(25) 担当職員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る介護予防サービスの種類若しくは地域密着型介護予防サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨（同項の規定による指定に係る介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防サービス計画を作成しなければならない。

(26) 担当職員は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、指定居宅介護支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。

（準用）

第6条 第3条から前条までの規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。

（委任）

第7条 第3条から前条までに定めるもののほか、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成26年12月1日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の施行に伴い、指定介護予防支援等の事業の運営等に関する基準を定めるため、提案するものであります。

伊那市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準
を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第4項の規定に基づき、地域包括支援センター（同条第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）において包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 地域包括支援センターは、次条第1項に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、第1号被保険者（法第9条第1項に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）及び第2号被保険者（同条第2項に規定する第2号被保険者をいう。以下同じ。）の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、第1号被保険者及び第2号被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号ロ（2）に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保するものとする。

(人員に関する基準)

第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- (3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合は、当該地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人

おおむね1,000人以上 2,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上 3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成26年12月1日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の施行に伴い、地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準を定めるため、提案するものであります。

伊那市住宅団地汚水浄化施設条例を廃止する条例

伊那市住宅団地汚水浄化施設条例（平成 18 年伊那市条例第 159 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による廃止前の伊那市住宅団地汚水浄化施設条例の規定による浄化施設の使用に係る使用料の徴収及び罰則の適用については、なお従前の例による。

（伊那市積立基金条例の一部改正）

- 3 伊那市積立基金条例（平成 18 年伊那市条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

殿島団地汚水浄化施設基金	汚水浄化施設の維持管理等に要する費用の財源に充てる。	伊那市一般会計
ふるさと創生基金	自ら考え自ら実践する地域づくり事業に要する費用の財源に充てる。	伊那市一般会計

」を

「

ふるさと創生基金	自ら考え自ら実践する地域づくり事業に要する費用の財源に充てる。	伊那市一般会計
----------	---------------------------------	---------

」に

改める。

（伊那市下水道条例の一部改正）

- 4 伊那市下水道条例（平成 18 年伊那市条例第 155 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 2 項を加える。

- 7 伊那市住宅団地汚水浄化施設条例を廃止する条例（平成 26 年伊那市条例第 号）による廃止前の伊那市住宅団地汚水浄化施設条例（平成 18 年伊那市条例第 159 条。次項において「旧条例」という。）に規定する浄化施設の利用者であ

って、平成27年4月1日以後引き続き公共下水道の利用者となるもの（次項において「継続利用者」という。）は、第28条第1項の規定による利用開始の届出を要しない。

- 8 継続利用者による公共下水道の利用で、平成27年4月1日以後最初に汚水の排除の量が算定されるものに係る利用料は、第32条の規定にかかわらず、旧条例に規定する住宅団地汚水浄化施設の利用料の例により算定した額とする。

平成26年12月1日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

殿島団地汚水浄化施設を廃止するため、提案するものであります。

伊那市国民健康保険条例の一部を改正する条例

伊那市国民健康保険条例（平成18年伊那市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「39万円」を「40万4,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第5条第1項の規定は、施行日以後の出産について適用し、施行日前の出産については、なお従前の例による。

平成26年12月1日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

出産育児一時金の見直しに伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例

伊那市国民健康保険診療所条例（平成18年伊那市条例第107号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

伊那市国保長藤診療所	伊那市高遠町長藤1755番地の1
------------	------------------

」を

「

伊那市国保長藤診療所	伊那市高遠町長藤1849番地1
------------	-----------------

」に

改める。

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

平成26年12月1日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

伊那市国保長藤診療所の位置を変更する必要性が生じたため、提案するものであります。

伊那市営住宅条例の一部を改正する条例

伊那市営住宅条例（平成 18 年伊那市条例第 149 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項第 1 号中「市内に居住し、かつ、入居決定者と同等以上の収入を有する者で、」を削る。

第 18 条第 1 項中「次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額を敷金として」を「入居時における 3 月分の家賃に相当する金額の範囲内において敷金を」に改め、各号を削る。

第 19 条を次のように改める。

第 19 条 削除

第 62 条第 3 項中「並びに第 19 条」を削る。

附 則

この条例は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

平成 26 年 12 月 1 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

住宅入居の手続を変更するとともに、敷金の徴収金額等を見直すため、提案するものであります。

伊那市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

伊那市消防団員等公務災害補償条例（平成 18 年伊那市条例第 167 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 7 項第 1 号中「第 4 条第 2 項第 2 号、第 5 号若しくは第 10 号若しくは第 3 項第 2 号」を「第 13 条の 2 第 1 項第 1 号から第 3 号まで若しくは第 2 項第 1 号」に改め、同項第 2 号中「第 4 条第 2 項第 3 号、第 8 号、第 9 号又は第 13 号」を「第 13 条の 2 第 1 項第 4 号又は第 2 項第 2 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 26 年 12 月 1 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 28 号）の一部施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市学童クラブ条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、その健全育成を図ることを目的として、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 8 及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定により、伊那市学童クラブ（以下「学童クラブ」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第 2 条 学童クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
伊那小学童クラブ	伊那市山寺 3 2 5 5 番地 1
伊那東小学童クラブ	伊那市狐島 4 2 8 1 番地
伊那北小学童クラブ	伊那市野底 8 3 6 5 番地 2
伊那西小学童クラブ	伊那市ますみヶ丘 6 9 4 9 番地 2
富県小学童クラブ	伊那市富県 7 3 1 2 番地
新山小学童クラブ	伊那市富県 5 2 3 番地
美篤小学童クラブ	伊那市美篤 4 9 9 5 番地 1 3
手良小学童クラブ	伊那市手良野口 2 2 2 番地
東春近小学童クラブ	伊那市東春近 2 3 4 0 番地 2
西箕輪小学童クラブ	伊那市西箕輪 6 7 0 2 番地 1
西春近北小学童クラブ	伊那市西春近 1 9 7 番地 1
西春近南小学童クラブ	伊那市西春近 7 4 0 1 番地 5
高遠小学童クラブ	伊那市高遠町西高遠 4 6 5 番地
高遠北小学童クラブ	伊那市高遠町長藤 4 4 1 0 番地
長谷小学童クラブ	伊那市長谷溝口 1 1 8 8 番地 1

(児童の集団の規模)

第 3 条 各学童クラブにおける一の児童の集団の規模は、おおむね 10 人から 40 人までとする。

(開所時間)

第 4 条 学童クラブの開所時間は、小学校の下校時刻から午後 6 時までとする。ただし、小学校の授業の休業日にあつては、午前 8 時 30 分から午後 6 時までとする。

2 市長は、必要と認めるときは、前項に規定する開所時間を変更することができる。

(休所日)

第 5 条 学童クラブの休所日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 8月13日から8月16日までの日

(4) 12月29日から翌年1月3日までの日

2 市長は、必要と認めるときは、前項に規定する休所日を変更し、又は臨時に休所日を定めることができる。

（対象児童）

第6条 学童クラブを使用することができる者は、市内の小学校に就学している児童で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 保護者が労働等により昼間家庭にいない児童

(2) その他市長が特に必要と認める児童

（使用許可）

第7条 学童クラブの使用を希望する児童の保護者は、当該児童ごとに市長の許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。

2 市長は、使用許可をする場合において、学童クラブの管理運営上必要と認めるときは、その使用許可に条件を付することができる。

（使用許可の制限）

第8条 市長は、学童クラブの管理運営上支障があると認めるときは、使用許可をしない。

（使用許可の取消し等）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を停止し、又は使用許可を取り消すことができる。

(1) 第6条の規定に該当しなくなったとき。

(2) 第7条第2項の規定による使用許可の条件に違反したとき。

(3) 虚偽その他不正によって使用許可を受けたとき。

(4) 学童クラブの秩序を著しく乱すおそれがあるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が学童クラブの管理運営上支障があると認めるとき。

（使用料）

第10条 学童クラブを使用する児童の保護者は、学童クラブ使用料（以下「使用料」という。）として、月額5,000円を納付しなければならない。ただし、同一世帯に2人以上の当該児童がいる場合は、2人目以降については、当該児童1人につき月額3,000円を納付しなければならない。

2 月の途中で入所し、休所し、又は退所した児童のその月分の使用料は、その月分の全額とする。

3 学童クラブを使用する児童の保護者は、小学校の授業の休業日に学童クラブを使用した場合の使用料として、第1項に定めるもののほか、学童クラブを使用する児童1人につき使用日1日当たり500円を納付しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、必要となる費用負担は、市長が別に定める。

5 第1項から第3項までに規定する使用料は、毎月末日までに納付しなければならない。

ない。

(使用料の減免)

第11条 市長は、必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第12条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償等の義務)

第13条 学童クラブを使用する児童の保護者は、当該児童が学童クラブの施設及び備品を毀損し、又は汚損したときは、これを修理し、若しくは原状に復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が当該児童及びその保護者の責めに帰することができないと認めるときは、この限りでない。

(委任)

第14条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

平成26年12月1日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

学童クラブの設置及び管理について定める必要があるため、提案するものであります。

平成 26 年度伊那市一般会計第 7 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 26 年度伊那市一般会計第 7 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 26 年 12 月 1 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 26 年度伊那市国民健康保険特別会計第 2 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 26 年度伊那市国民健康保険特別会計第 2 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 26 年 12 月 1 日提出

伊那市長 白鳥 孝

平成 26 年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第 2 回補正予算に
ついて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 26
年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第 2 回補正予算を、別冊のとおり提出す
る。

平成 26 年 12 月 1 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 26 年度伊那市水道事業会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 26 年度伊那市水道事業会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 26 年 12 月 1 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 26 年度伊那市下水道事業会計第 2 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 26 年度伊那市下水道事業会計第 2 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 26 年 12 月 1 日提出

伊那市長 白 鳥 孝